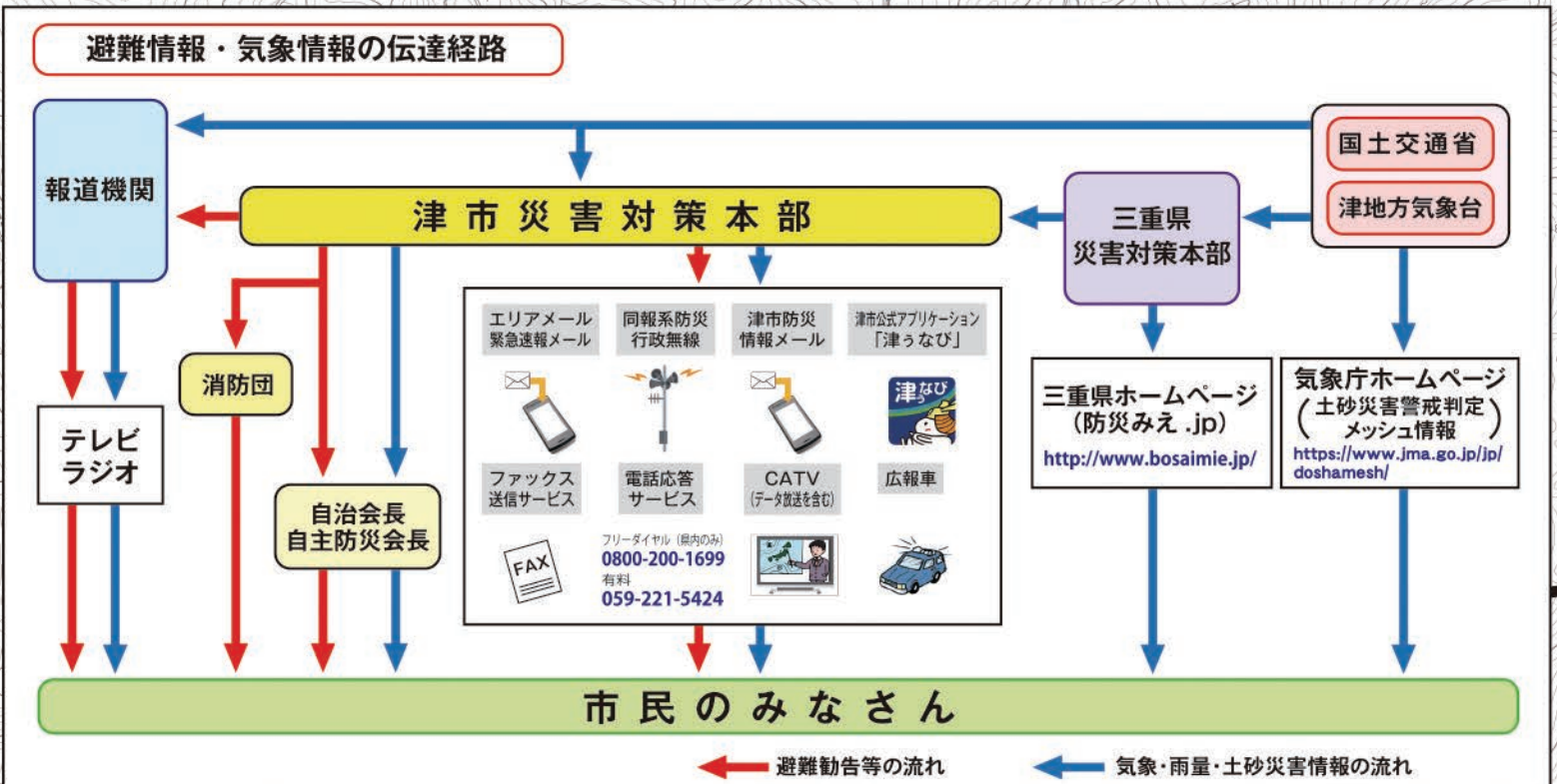


河内地区 土砂災害ハザードマップ(保存版)

いざという時に備え、見やすい場所に貼っておきましょう。



指定避難所名	電話番号	開設の区分
芸濃小学校	265-2002	○
芸濃総合文化センター	265-6000	○
芸濃中学校	265-2031	○
明小学校	265-2106	○
(旧)安西小学校		○
(旧)雲林院小学校		○
錫杖湖水荘	265-2019	—

【指定避難所開設の区分(凡例)】

- ：豪雨時にも開設する避難所
- ：土砂災害や洪水の危険性が懸念される場合等には開設しない避難所

芸濃地域における土砂災害避難施設 (土砂災害発生の危険があり、指定避難所が開設されない場合等に避難することができる施設)		
施設名	電話番号	住所
雲林院福祉会館	265-4155	津市芸濃町雲林院1019

※土砂災害ハザードマップについては、津市ホームページ上でも公開しております。
<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/148962693147/index.html>



また、土砂災害に関する警戒情報や危険箇所の情報については、三重県土砂災害情報提供システムでも確認することができます。
<https://www.sabo.pref.mie.jp/top.aspx>



※浸水想定区域については、別途洪水ハザードマップを作成していますので、津市ホームページ等で確認してください。
<http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1489625812737/index.html>



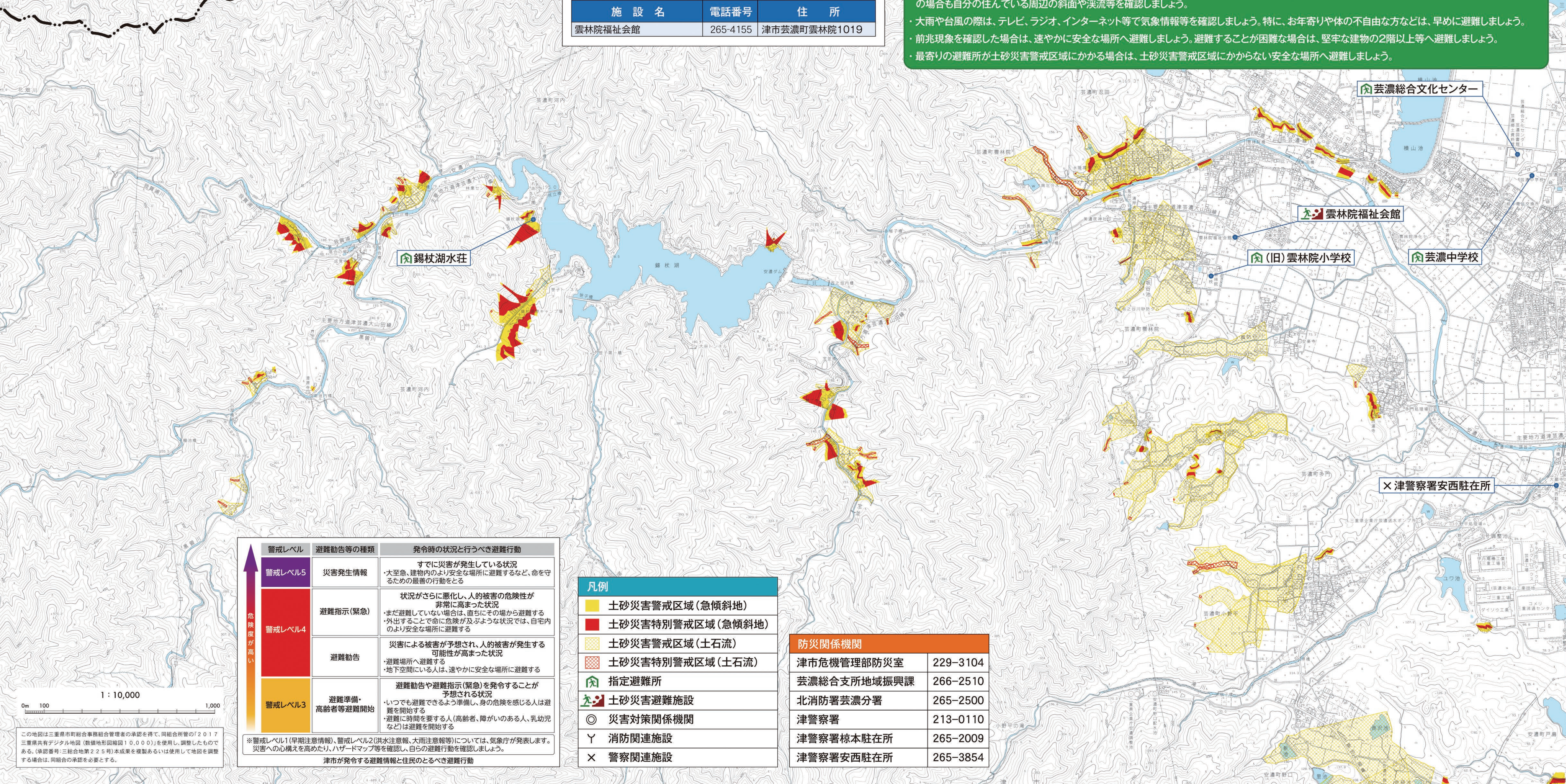
要配慮者利用施設は津市ホームページで随時更新をしています。
<http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1507702752225/index.html>

※要配慮者利用施設とは…社会福祉施設、学校、医療機関等、主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。



土砂災害警戒区域は土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域です。
土砂災害特別警戒区域は土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域です。

- ・お住まいの場所が土砂災害警戒区域内にある場合は、大雨の際には警戒避難が必要となりますので注意してください。土砂災害警戒区域外にお住まいの場合も自分の住んでいる周辺の斜面や渓流等を確認しましょう。
- ・大雨や台風の際は、テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報等を確認しましょう。特に、お年寄りや体の不自由な方などは、早めに避難しましょう。
- ・前兆現象を確認した場合は、速やかに安全な場所へ避難しましょう。避難することが困難な場合は、堅牢な建物の2階以上等へ避難しましょう。
- ・最寄りの避難所が土砂災害警戒区域にかかる場合は、土砂災害警戒区域にかからない安全な場所へ避難しましょう。



警戒レベル	避難勧告等の種類	発令時の状況と行うべき避難行動
警戒レベル5	災害発生情報	すでに災害が発生している状況 ・大至急、建物内のより安全な場所に避難するなど、命を守るための最善の行動をとる
警戒レベル4	避難指示(緊急)	状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況 ・まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難する ・外出することで命に危険が及ぶような状況では、自宅内より安全な場所に避難する
警戒レベル3	避難勧告	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況 ・避難場所へ避難する ・地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難する
	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される状況 ・いつでも避難できるよう準備し、身の危険を感じる人は避難を開始する ・避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある人、乳幼児など)は避難を開始する

※警戒レベル1(早期注意情報)、警戒レベル2(洪水注意報、大雨注意報等)については、気象庁が発表します。災害への心構えを高めたり、ハザードマップ等を確認し、自らの避難行動を確認しましょう。

津市が発令する避難情報と住民のとるべき避難行動

1 : 10,000

0m 100 1,000

この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2017 三重県共有デジタル地図(数値地形図縮図10,000)」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第225号)本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。